第二十二条の六　認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一～三　［略］

四　卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

五・六　［略］

2　［略］

第三十二条　［略］

2　［略］

3　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4　［略］

第六十四条　［略］

2　前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［略］			

備考

一・二　［略］

三　この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからヘまでに定めるところによる。ただし、イからヘまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ～ホ　［略］

ヘ　特殊技芸の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目四単位以上

四　［略］

第六十六条の七　免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］		

第二十二条の六　認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一～三　［略］

四　卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。

五・六　［略］

2　［略］

第三十二条　［略］

2　［略］

3　免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び教職に関する科目の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4　［略］

第六十四条　［略］

2　前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［略］			

備考

一・二　［略］

三　この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからヘまでに定めるところによる。ただし、イからヘまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イ～ホ　［略］

ヘ　特殊技芸の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上

四　［略］

第六十六条の七　免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
［略］		